

令和2年9月25日

湯河原町議会議長 村瀬 公大 様

懲罰特別委員会
委員長 善本 真人

委員会審査報告書

本委員会に付託の「土屋 由希子議員に対する懲罰」について審査の結果、
下記のとおり決定したので、湯河原町議会議規則（昭和40年議会議規則第2号。
以下「議会議規則」という。）第73条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第135条第1
項第2号「公開の議場における陳謝」を適用し、議会議規則第109条の規定
により陳謝文によって行う。

3 委員会開催年月日

第1回	令和2年9月18日（金）	午前10時33分～11時09分
第2回	令和2年9月18日（金）	午後2時02分～3時20分
第3回	令和2年9月25日（金）	午前11時29分～11時59分

4 出席委員

善本 真人、山本 俊明、熊谷 照男、渡辺 久子、
松井 一寿、室伏 重孝、土屋 誠一

5 理 由

本委員会は、令和2年9月18日（金）に開催した第2回委員会において、
土屋 由希子議員に一身上の弁明の機会を付与し、「過去に開催した町税等徴
収対策強化特別委員会において、資料の取扱いについて触れた秘密会外での
発言内容と今回の自分の発言内容は同一であり、秘密会の議事を口外したと

は認識していない。そもそも守秘義務の原則は、個々人の人権が尊重され、皆が守られるためにあるもので、だれかの権利や自由が侵害されないためのものであり、自分は町民のために、公益性のために発言したという意味は変わらない。」という弁明を聴いた後、各委員により慎重な審査を行いました。

委員からは「本会議場での発言に問題があり、発言取消し後に自身のSNS上でその発言内容を発信したことは客観的にみて悪意があったのではないか。」、「委員会や全員協議会等、議会内でも建設的な意見を述べる機会があったと思う。一般質問の場で発言したことは少し勇み足と感じる部分がある。」、「会議の議事録とは議事の記録であると認識しているので、秘密会の開会を宣告してから終了するまでが秘密会での議事であると思う。」、「秘密会の議事に対する認識の違いがあり、その認識を改めさせる必要があると思う。また、過去の資料を持ち出していたが、それは、今回の秘密会に対するものではないという認識もあった方が良く思う。」、「当該議員の成長を見届けるのであれば、『罪を憎んで人を憎まず』というように情状酌量を考慮したい。」等の意見が出されました。

各委員からの意見を踏まえ、会議規則第92条第2項「秘密の保持」の規定に違反するかを審議した結果、令和2年9月7日開催の令和2年第6回湯河原町議会（9月）定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において、秘密会の議事を口外し、自身が発言取消しを申し出た後も、SNS上で秘密会の議事を他に漏らし、悪意性も認められると判断し、「懲罰を科すべきものと認める。」ことに賛成多数で決定しました。

懲罰の種類については、熊谷委員、渡辺委員の2名は法第135条第1項第1号「公開の議場における戒告」を適用すべきとし、山本副委員長、松井委員、室伏重孝委員、土屋誠一委員の4名は法第135条第1項第2号「公開の議場における陳謝」を適用すべきとし、採決の結果、法第135条第1項第2号に規定する「公開の議場における陳謝」を適用することに決定しました。

陳 謝 文

私は、令和2年9月7日開催の第6回定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の議場において、会議規則の規定に反し秘密会の議事を口外し、その後、議長の勧告に従い発言取消しを申し出た後も、私自身のSNS上で同内容の発信をしてしまいました。

秘密会の議事を口外した罪を重く受け止め、今後は二度と同じ過ちを犯すことのないよう、各種法令を順守することをお約束いたします。

そして、議会基本条例の規定に基づき、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう自身の行動を改めてまいる所存でございます。

ここに、深く反省し、誠意を披歴して陳謝いたします。

令和2年9月29日

湯河原町議会議員

土屋 由希子